

令和5年度
健康保険委員研修会資料

健康保険制度の活用法



全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

本日本話する内容

◇ケース1

けがをして入院した際に使える制度は？

- ① **高額療養費**
- ② **限度額適用認定証**
- ③ **傷病手当金**
- ④ **療養費（治療用装具）**

◇ケース2

家族が出産した際に使える制度は？

家族出産育児一時金

◇ケース3

退職後の健康保険はどうする？

任意継続健康保険

ケース1.

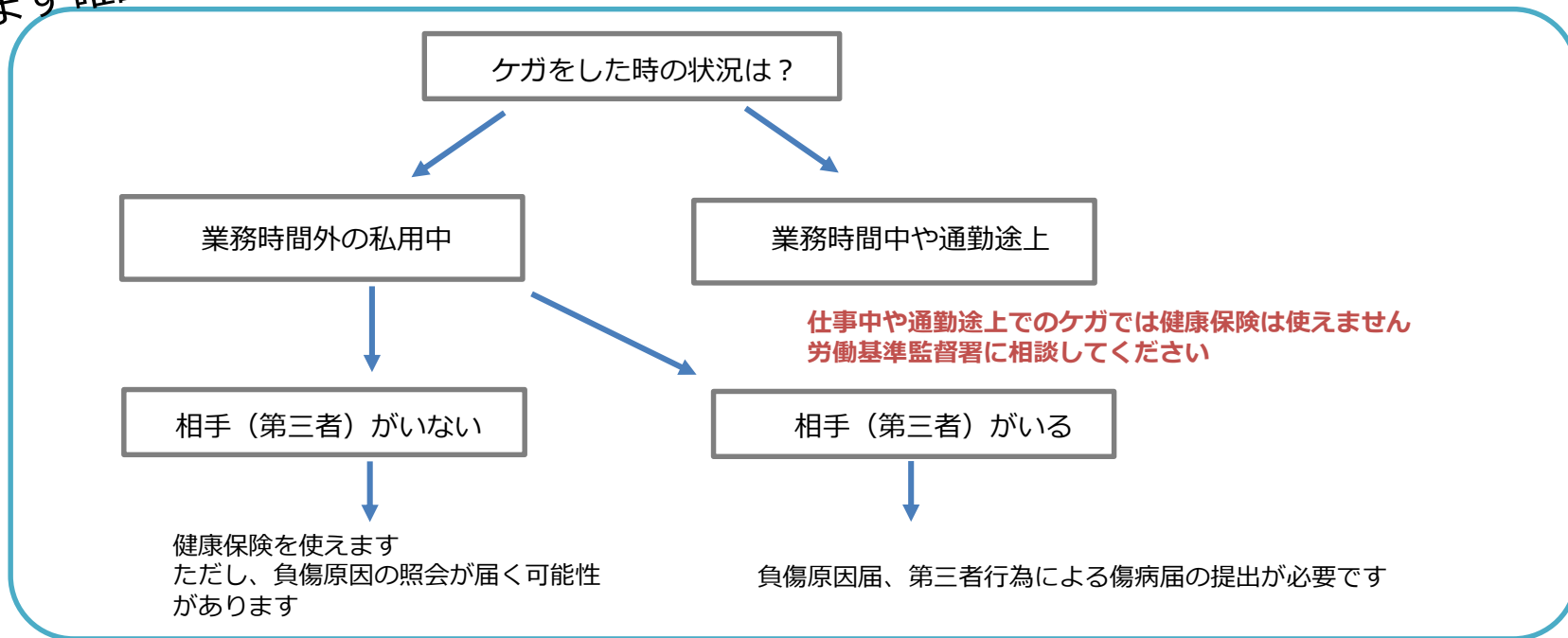
けがをして入院した際に 使える制度は？



従業員が仕事が休みの日、草野球をしていたらけがをしてしまった！
そんな時に使える健康保険の制度はある？

ケース1：けがをして入院した際に使える制度は？

まず確認！



今回のケースにおいて協会けんぽで活用できる
制度は4つあります

事象の背景

- ・入院が必要で医療機関等の窓口負担額が高額になる可能性
- ・入院期間中は仕事を休むので、給与が出ない
- ・足の装具を作る必要があると言われた

- ①高額療養費の申請
- ②限度額適用認定証の申請
- ③傷病手当金の申請
- ④療養費（治療用装具）の申請

ケース1：①高額療養費

高額療養費とは

同一の月に医療機関等で支払った一部負担額が高額になり、自己負担限度額を超えた際、申請することで超えた分が後日「高額療養費」として払い戻されます。

申請の流れ



払い戻しの基準額（自己負担限度額）

基準額は、年齢・被保険者の所得（標準報酬月額）によって異なります。

（70歳以上75歳未満の方についてはホームページ等をご覧ください）

<70歳未満の方>

被保険者の所得区分		自己負担限度額 ※ 〈 内は多数該当の場合	
ア	標準報酬月額	83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)
イ		53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)
ウ		28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)
エ		26万円以下	57,600円 (44,400円)
オ		低所得者※	35,400円 (24,600円)

※被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

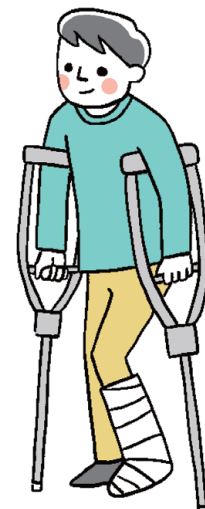
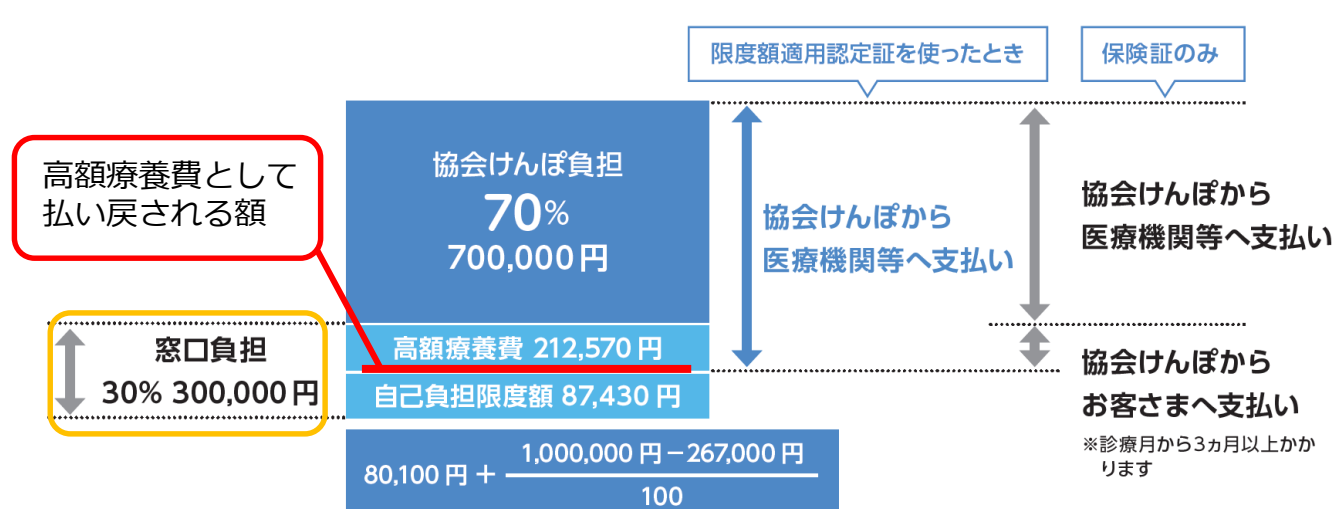
多数該当とは

高額療養費の申請月を含む前12カ月の間に、高額療養費に該当する月が3回以上あった場合に**4回目となる月の自己負担額が軽減される**ことです。

ケース1：①高額療養費

【例】今回のけがの入院による総医療費（10割）が1,000,000円であった場合・・・

（区分「ウ」標準報酬月額28万～50万円で多数該当でない場合）



自己負担額を計算する際の注意点は？

- 1ヵ月単位（1日から末日）で計算
例えば、1月10日から2月10日まで診療を受けた場合、1月10日～1月31日と2月1日～2月10日まででレセプトが2件となり、それぞれのレセプトごとに計算します。
- 受診者ごとに計算 ● 医療機関ごとに計算 ● 医科・歯科別で計算
- 入院と通院は分けて計算
同じ医療機関でも入院と通院は分けて計算します。通院にかかる院外調剤分は通院分に合計します。医療機関受診日と薬局での調剤日の月が異なる場合は分けて計算します。
- 保険適用分が対象
食事代、差額ベッド代等は対象外です。

複数の医療機関等での診療分、
同一世帯の他の受診者分を
合算する場合の計算

70歳未満の方
自己負担が21,000円以上の分ののみ
合算できます。

70歳以上75歳未満の方
すべて合算できます。

ケース1：②限度額適用認定証

限度額適用認定証とは

高額な医療費がかかることが想定される場合は、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け、医療機関等の窓口で提示することで、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

※マイナンバーカードを保険証として利用した場合、「限度額適用認定証」がなくても、自己負担限度額までの支払いとすることができます。

申請と利用の流れ



有効期限

申請月（受付月）の初日から最長1年間（原則遡及しての発行はできません）

【例】1月から発行希望の申請書を12/25に受付 → 有効期限：12/1～翌年11/30

※途中で70歳に到達される方、任意継続健康保険が期間満了される方はその期間までとなります

高額療養費支給申請書が必要なケース

- 1 カ月に 2カ所以上の医療機関等に受診（通院・入院別） をして、高額負担 となった場合
- 高額療養費の多数該当となり、4カ月目から自己負担限度額が軽減される場合でも、当該認定証の提示で、軽減前の自己負担限度額が適用 された場合

ケース1：③傷病手当金

傷病手当金とは

傷病手当金は、病気等により休業中に被保険者とそのご家族の生活を保障するために設けられた制度です。被保険者が業務外の病気やケガの療養のために4日以上仕事に就くことができず、給与が受けられないときに、申請により支給を受けることができます。



傷病手当金が支給される条件や期間は？

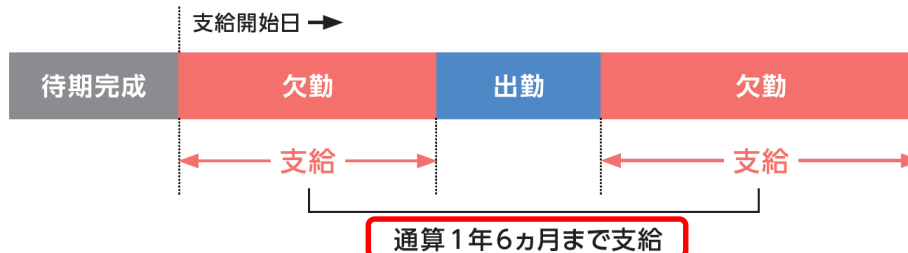
- 1 仕事とは関係のない病気やケガの療養のための休業であること
- 2 それまで就いていた仕事に就くことができないこと
- 3 連続した3日(待期期間)を含み、4日以上仕事を休んでいること(待期期間には有給休暇、公休日、祝日等を含む)
- 4 休んだ期間について給与の支払いがないこと(手当等一部でも給与支給があれば減額されます)



待期期間には有給・公休(土・日・祝日)等も含まれます。

受給可能期間

支給が始まった日(支給開始日)から支給期間(実際に支給された期間)を通算して1年6カ月の期間を限度として、支給されます。



申請の流れ

- 1 病気やケガで4日以上仕事を休んだ
- 2 傷病手当金支給申請書に「事業主証明」「療養担当者の証明」を受ける
- 3 添付書類とともに傷病手当金支給申請書を協会けんぽへ提出
- 4 内容を審査の上、約2週間程度で支給
※不備や調査事項がある場合を除く

ケース1：③傷病手当金



傷病手当金の支給額は？

傷病手当金の1日あたりの支給額は、「傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の協会けんぽの被保険者期間（任意継続の期間を含む）で継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額」です。給与や手当が支払われている場合は、支給額から差し引かれ、支給額以上の給与や手当が支払われているときは、その間、不支給となります。

※支給開始日とは、最初に傷病手当金が支給された日をいいます。

$$\text{支給総額} = \left(\frac{\text{直近1年間の標準報酬月額の平均額の30分の1}}{\text{支給日数}} \right) \times \frac{3}{2}$$

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

傷病手当金の1日あたり支給額例

- 1 傷病手当金の支給開始日：令和5年2月15日
- 2 標準報酬月額
令和4年3月～8月まで16万円
令和4年9月～令和5年2月まで18万円
- 3 ②の額を平均した額
 $(16\text{万円} \times 6 + 18\text{万円} \times 6) \div 12 = 17\text{万円}$
- 4 ③の額の30分の1に相当する額
 $17\text{万円} \div 30 \div 5,670\text{円} (10\text{円未満四捨五入})$
- 5 傷病手当金の1日あたり支給額
 $5,670\text{円} \times \frac{3}{2} = 3,780\text{円} (1\text{円未満四捨五入})$

傷病手当金の金額が調整されるケース

- 1 給与・手当が支給されている場合
- 2 傷病手当金と同じ傷病等で障害厚生年金または障害手当金が受けられる場合
- 3 資格喪失後の期間の申請で老齢退職年金が受けられる場合
- 4 労災保険から休業補償給付を受けているときに、業務外の病気やケガで仕事に就けなくなった場合
- 5 出産手当金の支給を受けている場合

①～⑤の給付金等の日額 < 傷病手当金の日額

日額の差額が傷病手当金として支給されます

①～⑤の給付金等の日額 > 傷病手当金の日額

傷病手当金は支給されません

ケース1：④療養費（治療用装具）

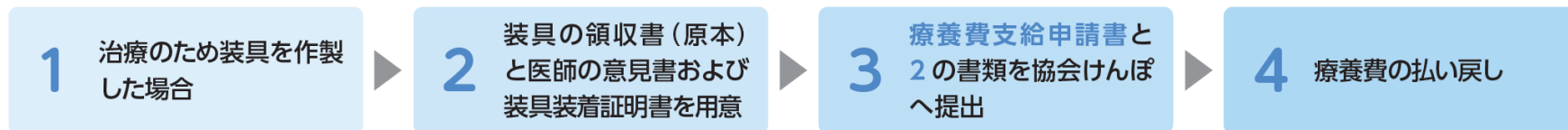
療養費（治療用装具）とは

治療のために装具を作製した場合など、負担した医療費の保険相当分を請求することができます。



療養費払い戻しの手順は？

支払った医療費が全額払い戻されるわけではなく、障害総合支援法等を基準に計算した額から、一部負担金相当額を差し引いた額が払い戻されます。基準を超えた費用は療養費の支給計算の対象外となります。



申請に必要な添付書類

- ・ 領収書の**原本**
(装具の名称、種類および内訳別の費用、義肢装具士の氏名が記載されたもの)
- ・ 医師の意見書および装着証明書の**原本**
- ・ 装具の現物写真(靴型装具の場合のみ)



領収書や装具装着証明書の原本等は返却することができません。

必要に応じてコピーをお手元にお残してください

ケース2.

家族が出産した際に 使える制度は？



扶養家族になっている家族が出産をした
協会けんぽから何か給付金はある？

ケース2：家族が出産した際に使える制度は？

協会けんぽにおいて今回のケースで活用できる制度



家族出産育児一時金の利用



出産育児一時金とは

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。



出産育児一時金・家族出産育児一時金の額は？

出産育児一時金および家族出産育児一時金の額（法定給付額）は、2023年4月1日以降の出産の場合、1児につき50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合または在胎週数22週未満の出産の場合は48.8万円）となります。多児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます。

● 出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額

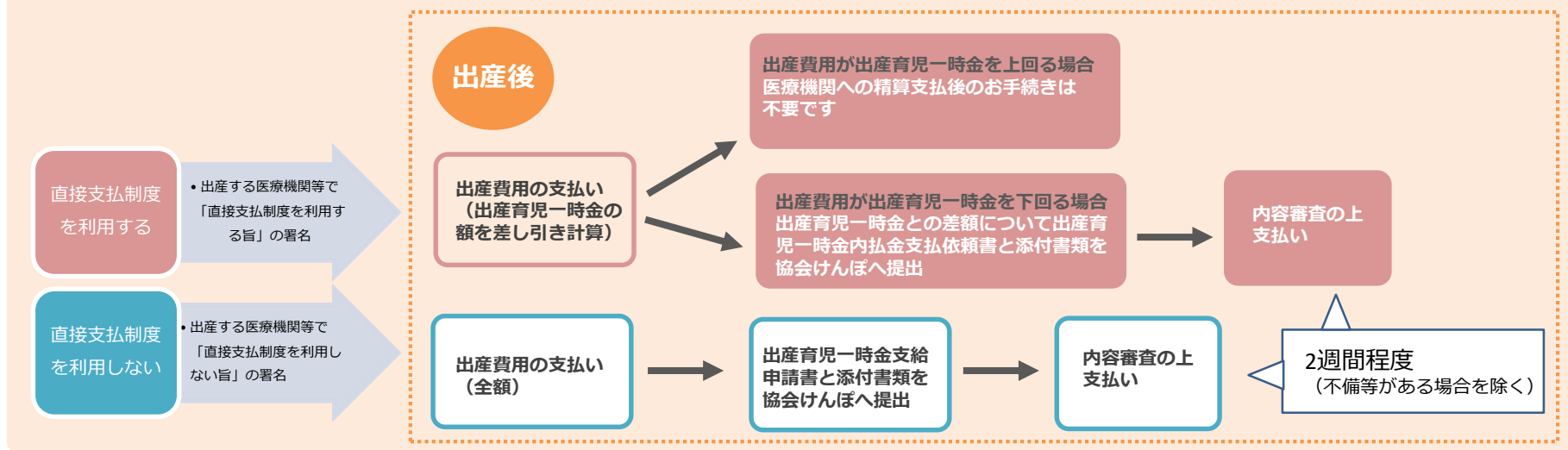
	2023年3月31日 以前の出産	2023年4月1日 以降の出産
産科医療補償制度※1 加入機関で在胎週数 22 週以降の出産※2	1児につき 42万円	1児につき 50万円
産科医療補償制度加入機関で在胎週数 22 週に達しなかった出産	1児につき 40.8万円 （※）	1児につき 48.8万円
産科医療補償制度未加入の機関で出産		

支給金額が
増額されました！

※ 2021年12月31日以前の出産の場合は40.4万円

ケース2：出産育児一時金

出産育児一時金の支給にかかる手順



直接支払制度を利用した場合の出産費用

(2023年4月1日以降に産科医療補償制度加入機関において在胎週数22週以降に出生した場合)

● 出産費用が出産育児一時金の額を上回る場合

(例) 出産費用が55万円の場合

出産費用	−	出産育児一時金	=	医療機関へ支払う額
55万円		50万円		5万円

不足分を医療機関等の窓口でお支払いいただきます

● 出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合

(例) 出産費用が40万円の場合

出産育児一時金	−	出産費用	=	差額支給分
50万円		40万円		10万円

協会けんぽへ差額分の支給申請をしていただきます



帝王切開等（保険適用）による分娩の場合は？

帝王切開等による分娩の場合は、健康保険が適用されます。帝王切開等の高額な保険診療が必要になることがわかった場合は、あらかじめ協会けんぽへ「限度額適用認定証」を申請してください。（本研修資料P.7）

ケース3.

退職後の健康保険はどうする？

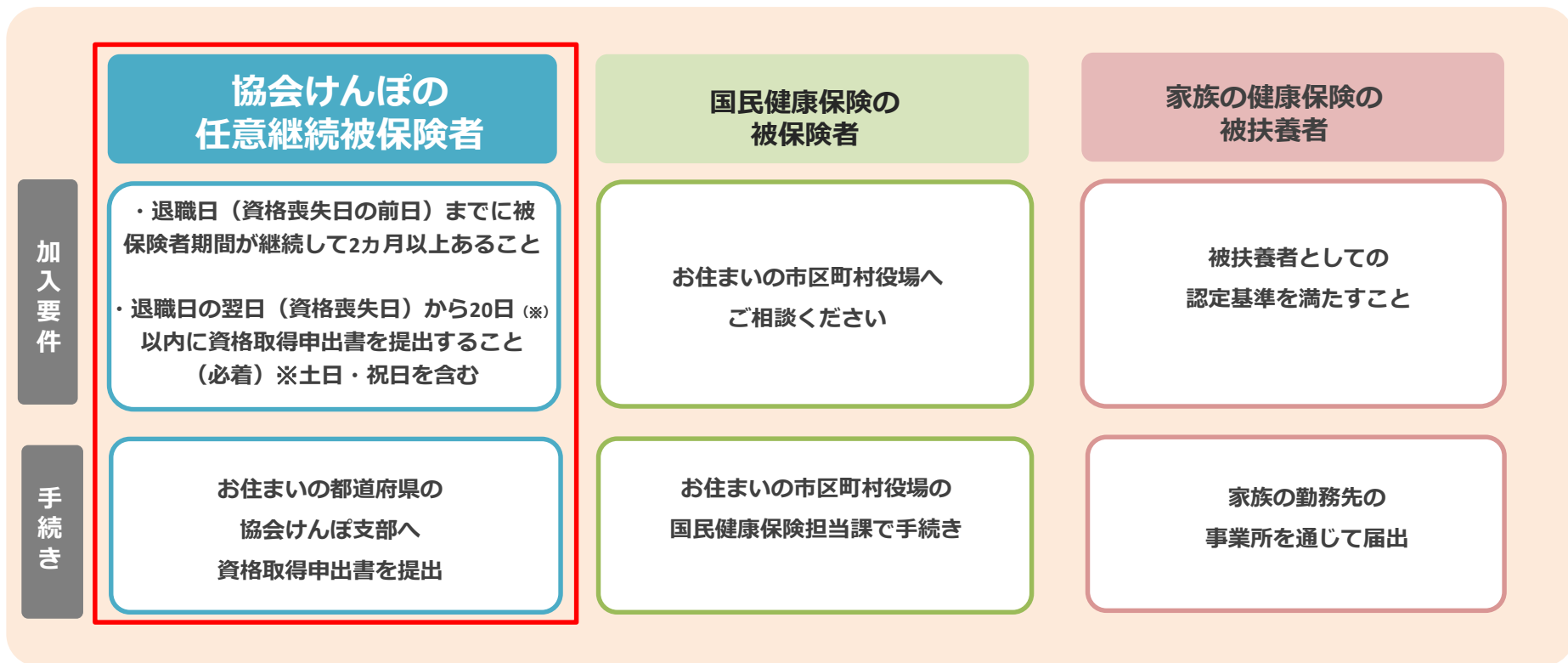


退職を控えている従業員から、
退職後の健康保険について相談された

ケース3：退職後の健康保険について相談された

今回のケースにおいて協会けんぽで活用できる制度

→ **任意継続健康保険**



1カ月の保険料

退職時点の標準報酬月額

×

お住まいの都道府県別健康保険料率

=

任意継続の保険料

事業主の届出によって登録された給与の月額上限は30万円（改定される場合あり）

40～64歳の方は介護保険料が上乗せ

全額自己負担

※資格取得日の属する月から保険料がかかります（1ヵ月分）。

ケース3：任意継続被保険者制度



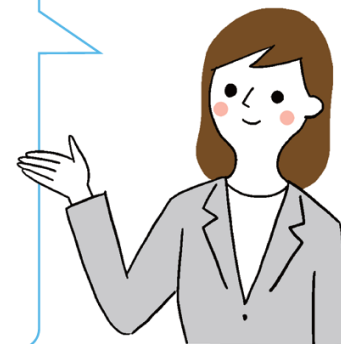
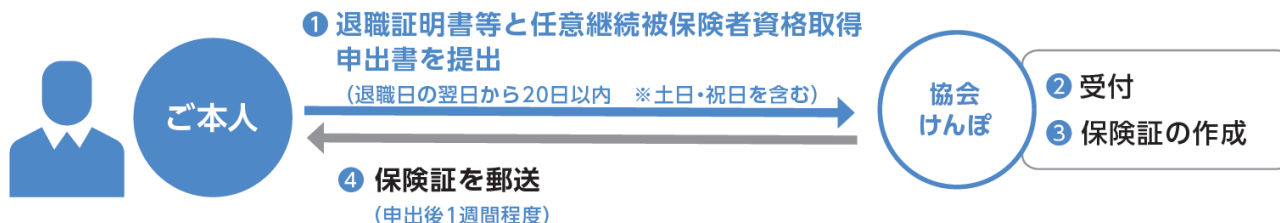
任意継続の申請から保険証発行までの流れは？

保険証発行までの流れ

日本年金機構から提供される資格喪失データ確認後に任意継続の保険証を交付

保険証の発行をお急ぎの場合は

退職証明書等を添付して協会けんぽに申出することにより、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに任意継続の保険証の交付が可能です。



資格喪失要件

- 1 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- 2 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- 3 任意継続被保険者が亡くなったとき
- 4 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- 5 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- 6 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき

③～⑥は資格喪失申出書の
届出が必要です

書類のご提出は郵送でお願いします

協会けんぽに ご提出いただく書類

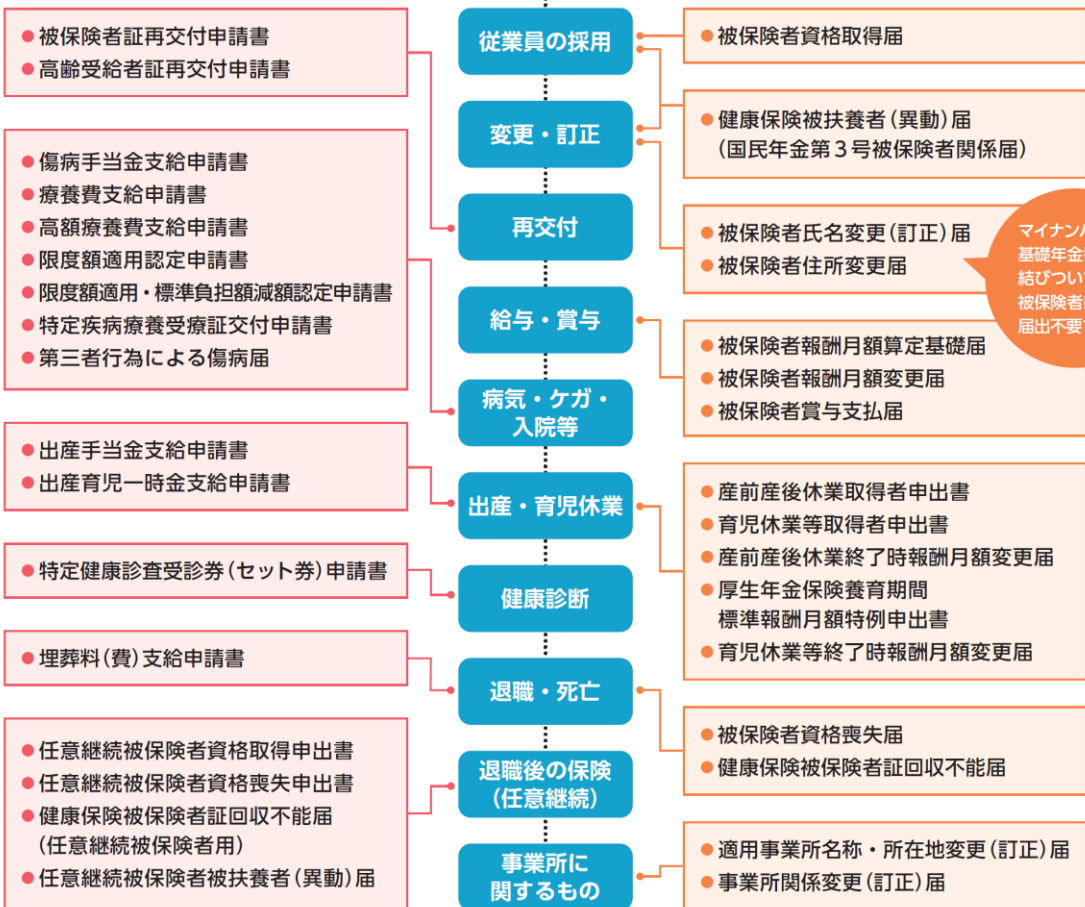
年金事務所に ご提出いただく書類

〒600-8522
京都市下京区四条通麩屋町西入
立売東町28-2 大和証券京都ビル

上京年金事務所 中京年金事務所
下京年金事務所 京都南年金事務所
京都西年金事務所 舞鶴年金事務所

令和5年9月より
所在地が変更し
ております

事業所の所在地に
より管轄の年金事
務所が異なります



マイナンバーと
基礎年金番号が
結びついている
被保険者は原則
届出不要です。

ご清聴いただき
ありがとうございました

アンケート回答へのご協力を
お願いいたします



全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ